

# 新規「母子保健推進員」養成講座を開催します!

健康課  
☎24-8806

**母子保健推進員(ひまわりさん)とは**  
ボランティアで、市の母子保健事業に協力する地域の身近な相談者です。市在住の65歳以下で、母子保健に関する知識と熱意がある人や、助産師や看護師、保育士などの資格を有する人で、今回募集する養成講座を全日程受講された人です。

**主な活動内容**  
ひまわりさんは、主に自分の住んでいる地域で、「子どもたちの笑顔が見たい」「子育ての応援がしたい」という思いで活動しており、下記の母子保健事業のお手伝いやひまわりさん自身の研修も受講しています。

地域のコミュニティセンターで行うウェルカム広場での身体計測・声かけ



妊婦さんへの家庭訪問



乳幼児健康診査などのお手伝い



養成講座は、上記の活動にご協力いただける人のためのものです。受講を希望する人は、健康課にご連絡ください。また、養成講座の日程調整が必要な人もご連絡ください。

申し込み・締め切りは、平成27年1月16日(金)までです。  
講習会当日は、筆記用具を持参してね♥



## 平成27年 母子保健推進員養成講座日程

日程	会場	受講内容	講師
1 2月5日(木) 午後1時半～3時半	ひまわりセンター 2階健診ルーム	母子保健推進員とは	母子保健推進員
		丸亀市の現状	保健師
		診察室からみた子育て事情	もりもとこどもクリニック医師
2 2月9日(月) 午前9時半～11時半	ひまわりセンター 4階研修会議室3	子育て世代の健康	保健師
		おじいちゃんおばあちゃんの役割	助産師
3 2月16日(月) 午後1時半～3時半	ひまわりセンター 2階健診ルーム	虐待の現状と母子保健推進員の役割	西部子ども相談センター所長
		お口の健康と子育て事情	歯科衛生士
4 2月23日(月) 午後1時半～3時半	ひまわりセンター 2階健診ルーム	最近の子育て事情(栄養編)	栄養士
		家庭訪問のコツと体験談	母子保健推進員
		まとめ	保健師

# 保育所の新年度入所案内

幼保運営課  
☎35-8892



平成27年4月から保育所(園)へ入所を希望する乳幼児を募集します。これから出産予定や育児休業明けなどで、5月以降の年度途中に入所を希望する乳幼児も同時に受け付けます。  
入所申込書と支給認定申請書は、幼保運営課、各市民総合センター、各保育所(園)にあります。ただし、申し込みが定員を超えた場合は、1月下旬から2月中旬にかけて選考します。詳しくは、幼保運営課にお問い合わせください。



## 入所申し込み期間・場所

- ★12月1日(月)～12日(金)  
市役所本館1階南会議室
- ★12月4日(木)  
綾歌市民総合センター会議室
- ★12月5日(金)  
飯山市民総合センター1階特設会場
- ★いずれも、土・日曜を除く午前9時～午後4時まで。指定日に都合の悪い人は、期間中、幼保運営課、各市民総合センターでも受け付けます。上記期間内であれば、受付日による優先順位はありません。

## 今回から入所申し込みと同時に支給認定申請が必要です

子ども・子育て支援新制度では、保育施設利用を希望する保護者は、保育の必要性の認定を受けるための申請が必要です。  
保育の必要な事由として、次のいずれかに該当する必要があります。申請には、事由に応じた市指定の証明書などを添付してください(提出のない場合は、審査することができません)。

- ①常態的就労(就労時間が月64時間以上)
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学(職業訓練校などの職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態と市が認める場合

※事由を満たす場合でも、施設の定員に余裕がない場合など、入所できないことがあります。

## 支給認定の審査結果

新制度では、保育の必要な事由や状況により、次の2区分で、利用できる時間(保育必要量)を認定します。

- ★保育標準時間 保育が必要な範囲内で1日最大11時間(※)まで利用可能
- ★保育短時間 保育が必要な範囲内で1日最大8時間(※)まで利用可能

※具体的な時間帯については、開所時間の範囲内で各施設にて定めます。各施設で定めた時間を超過して利用する場合は、延長保育料がかかります。審査後、2月中旬頃までに支給認定の結果を送付します。入所選考結果については、2月下旬以降、別途お知らせします。

## 利用者負担額(保育料)について

現在の保育料を基に検討中です。  
保育料は、保護者など扶養義務者の市民税額の合算で決定します。  
保育料の切り替え時期は、毎年9月です。

- ★平成27年4月～8月分  
平成26年度の市民税額に基づく保育料
- ★平成27年9月～平成28年3月分  
平成27年度の市民税額に基づく保育料

対象児	保育所名
0～2歳児	虎岳
0～3歳児	本島
0～5歳児	平山、城辰、恵城、ふたば乳児、誠心、丸亀ひまわり、ふたば西、ひつじヶ丘、ドルカス乳児、しおや、誠心はらだ(※)
1～5歳児	中央、土居、金倉、城南、青ノ山、飯野、垂水、岡田、栗熊、富熊、飯山北第一、飯山南

※誠心はらだ分園は、新年度から認定こども園に移行する予定です。